

「選ばれる青森」への挑戦資金【創業枠】 (南部町が信用保証料を補助します)

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度を実施しています。

南部町は、創業資金としてこの制度を利用する方で、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年未満の中小企業者で、次のいずれにも該当する方

- ①南部町内に主たる事業所を有する中小企業者
- ②南部町商工会に加入している、または創業後加入することが明らかな中小企業者
- ③町に納付すべき税金を完納していること
- ④青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2（1）により融資を受けた方

補助内容

県による信用保証料補給前の信用保証料2分の1を補助します。ただし、補助の上限を20万円とします。（補助金は「南部町中小企業融資制度保証料補給金交付要領」に基づき、中小企業者へ直接交付します。）

実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

問合せ先

○信用保証料補給に関すること

南部町商工観光課 電話0178-84-2119（直）

○青森県特別保証融資制度に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368（直）

〈連携融資制度に関するQ&A〉

Q1. 「南部町小口資金」、「南部町事業活性化資金」の借入金残高がありますが、この制度を利用できますか？

A1. 「南部町小口資金」、「南部町事業活性化資金」の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。（ただし、保証料補給金の限度額は、1年以内に受けた融資に対する保証料補給金合計20万円までとなっております。）

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

また、保証料補給については、融資を受けた後、「南部町中小企業融資制度保証料補給金交付要綱」の規定により、交付申請書に必要書類を添えて、南部町商工観光課へ交付申請を行ってください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

（ 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、
みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、ウリ信用組合
商工中金 ）